

茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者の 違反行為に係る事務処理要綱について（概要）

指定給水装置工事事業者の皆様には、水道法等の関係法令に基づき給水装置工事を行っていただいておりますが、当企業団では、給水装置に係る手続き及び工事について更なる適正化を図るため、標記の要綱を制定いたしました。

今後は、本要綱に基づき違反行為に対処していきますのでお知らせいたします。

目的

安全な水を安定的に供給するためには、給水装置工事に携わる指定給水装置工事事業者の皆様が、法令を遵守し、適正な工事を行っていただくことが不可欠です。そのため、本要綱において、指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準を定めることにより、違反行為や工事施工におけるトラブルを防止し、公平かつ適切な処分及び指導を実施することを目的としています。

施行日

令和7年1月1日

（施行日以降に発覚した違反行為が本要綱の適用対象となります。）

対象となる違反

（別表第1）違反行為に係る処分基準^(※1)に掲げる項目が、処分及び指導の対象となります。

違反点数の付加

指定給水装置工事事業者が違反行為を行った場合は、処分基準に定める違反点数を当該指定給水装置工事事業者に付加します。違反点数は違反内容によって異なります。

違反点数の累積

違反点数は処分又は指導決定の日から2年間累積します。累積期間内に更なる違反を行った場合は、違反点数が加算され、その合計点数によって処分が決定されます。

そのため、違反を繰り返す場合は、より重い処分となります。

処分の公表

指定の取消し又は指定の停止処分が決定した場合は、当企業団ホームページ等での公表を検討しております。

処分後の工事施工

指定の取消し又は指定の停止処分となった場合は、企業長が認めるとき以外は、一切の給水装置工事の施工はできません。（なお、停止期間中の工事に関する申込は、一切受付できません。）

違反行為及び違反点数の例

1回目の違反

工事業者	違反行為	違反点数	処分内容	点数付加日	点数消滅日
A店	給水装置工事申込書を提出せずに給水装置工事に着手した。	今回 50点	文書注意	R7. 4. 1 (50点)	R9. 4. 2 (50点)
		累計 50点			



点数を付加した日から **2年以内（累積期間内）** に再違反

2回目の違反

工事業者	違反行為	違反点数	処分内容	点数付加日	点数消滅日
A店	道路占用許可及び道路使用許可を受けずに工事を施工した。	今回 350点	指定の停止 6か月	R7. 5. 1 (350点)	R9. 5. 2 (350点)
		累計 400点			

→前回までの違反点数（50点）に今回の違反点数（350点）を加算した点数（400点）により処分内容が決定します。

400点以上 500点未満・・・指定の停止6か月（別表第2参照）※1



点数を付加した日から **2年経過後（累積期間終了後）** に再違反

3回目の違反

工事業者	違反行為	違反点数	処分内容	点数付加日	点数消滅日
A店	竣工届を提出するよう伝えたが期日までに提出しなかった。	今回 40点	文書注意	R10. 6. 1 (40点)	R12. 6. 2 (40点)
		累計 40点			

→1回目の違反点数（R7. 4. 1付加）はR9. 4. 2に消滅し、2回目の違反点数（R7. 5. 1付加）はR9. 5. 2に消滅したため、3回目の違反時の累積点数は40点となります。

詳細については、「[茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱](#)」※1)をご覧ください。

※1 本要綱及び違反行為に係る処分基準（別表第1・別表第2）は、当企業団ホームページに掲載しております。

【お問合せ先】

茨城県南水道企業団 給水課
TEL 0297-66-5133